

2	A	<p>緩和策の大きな方策の1つである「<u>樹木によるCO2吸収</u>」に関する項目が全くないので、入れるべきだと思う。「栃木県気候変動対策推進計画」でも、現状分析項目にも、緩和策の取り組み策の項目でも、1項目で取り扱われている。かろうじて施策の中に掲げられているが(基本施策2-4都市の緑の保全と創出)、「ボランティア活動数」という、「町に緑の空間を」というようなコンセプトではなく、<u>温暖化緩和策対策に有効なCO2吸収源として目標値がいくらか、現状のCO2吸収量がどのくらいで、課題分析はどうか</u>のかなど、全く分からない。</p> <p>例えば、「2-4本市の現状」に「(1)温室効果ガス排出量と吸収量」として取り扱うと良いと思う。</p> <p>宇都宮市も現状の樹林地(約3割)を維持し、更に、家庭の庭、企業の敷地、駐車場や道路(街路樹)、公園、耕作放棄地、空き市有地など、植樹できる場所はたくさんある。吸収数値は全体からすれば少ないかもしれないが、樹木は、CO2吸収という強力な温暖化緩和策である一方、災害対策やヒートアイランドの緩和、緑陰の低温度による熱中症予防など、気候変動適応策としても効果的な方策である。</p>	<p>本計画は、2030年度の温室効果ガスの「排出量」を基準年度(2013年度)比で半減させることを主な目的として各種施策を記載しており、2050年カーボンニュートラルの達成に向けては排出削減と合わせて吸収源対策を進めていくことは重要であると認識しております。御意見の内容を踏まえ、本市の現状としてP25に森林による吸収状況の推計値の情報を追記し、今後も適切な森林整備等により吸収量を維持していく旨を記載するとともに、森林吸収量の確保に向けた取組に関するコラムを追加いたします。</p> <p>なお、森林整備や緑化の取組につきましては、基本施策2-3や2-4に位置付けており、いただいた御意見も参考にしながら推進してまいります。</p>
3	A	<p>《P23》</p> <p>「再生可能エネルギー」が唐突に出てきている感じ。場所も違和感があるが、もう少しなぜ必要なのか、既存の電気ではだめなのかなど、説明が必要なのでは。</p>	<p>再生可能エネルギーに関しましては、いただいた御意見を踏まえ、P9の「②長期エネルギー需給見通し」やP23、24「再生可能エネルギーの導入状況・ポテンシャル」において、必要性などについて追記いたします。</p> <p>【追記内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P9に、国のエネルギー需給見通しにおいて「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた最優先の原則での取組を進める」方針が示されている旨の説明を追記。 ・P23のコラムに再生可能エネルギーの導入拡大の必要性を追記。 ・P24に【本市における課題】として「温室効果ガスの排出削減に向け再生可能エネルギーの更なる導入促進が必要」という旨の説明を追記。

4	A	<p>《 P 1 5 , 3 1 , 7 4 》</p> <p>C02 排出量が大きい運輸部門では、化石燃料の自動車からの移動手段の転換が求められているが、ゼロエミッションの筆頭である自転車の記載が全く少なく驚く。</p> <p>宇都宮市は「自転車のまち」を標榜しているのだから、<u>温暖化対策としてまず自転車を大きく推奨すべき</u>。</p> <p>P 1 5 「本市における課題」 ～公共交通や自転車の利用促進～</p> <p>P 3 1 「本市における課題」 ～公共交通や自転車などの利用促進～</p> <p>と、「自転車」を加えるべきである。</p> <p>P 7 4 「重点プロジェクト1 スマート&ゼロカーボンムーブ」の中には、「自転車」が1つもないのは信じがたい。「モビリティマネジメント」の言葉の中や全体に含めているというのかもしれないが、「公共交通」は大きく何度も出していることと比較すれば「<u>自転車</u>」も同じ比率で掲載すべきと思う。</p> <p>自転車は「公共交通」だと思うが、計画の中ではその位置づけでない以上、この重点プロジェクトの中にははっきりと明示されなければ、自転車が公共交通と同列であり（自動車に替えて公共交通・自転車等を市は勧めている）、温暖化対策の「スマートムーブ」政策として市民に利用を勧めていることが市民に伝わらない。自転車に対する宇都宮市の姿勢が真剣なのかどうか、問われる。</p>	<p>自転車の利用促進に関しましては、自家用車から公共交通への転換と同様、自転車など環境にやさしい移動手段への転換も運輸部門の排出削減に向けた有効な手段のひとつであるため、御意見のとおり、P 1 5 , P 3 1 に追記いたします。</p> <p>また、P 7 4 「重点プロジェクト1 スマート&ゼロカーボンムーブ」については、自転車利用もスマートムーブの一環であり、主な事業の中にP 6 2 「基本施策 2-2 エコで便利な交通体系の構築」に係る取組を追記いたします。</p>
5	E	<p>《 P 4 6 》</p> <p>5-2 (2) に「令和 12 年度 (2030 年度) の本市における温室効果ガスの 4 つの視点による削減見込量は合計で 209.1 万 t-CO2, 平成 25 年度 (2013 年度) 比で▲50.0%となります。」とあります。</p> <p>短期間で高い削減を目指しています。確実に削減できるように <u>4 つの各視点についての削減量を定期的 (少なくとも一年ごと) に確認し, 不十分な場合には施策を見直し, その結果を市民に公開していただきたい</u>。</p>	<p>4 つの各視点における削減量に関しましては、削減目標を設定するために見込み量を推計したものであり、実績値として 4 つの視点ごとの削減量を個別に把握できないことから、本計画では、計画の進捗状況を適切に評価するための施策指標や成果指標を設定しております。温室効果ガスの排出状況や指標の達成状況等につきましては、P 8 2 「9-1 計画の評価」に記載していますように、毎年度、評価を行い、公表を行ってまいります。</p>

6	B	<p>《 P 5 0 , 5 5 》</p> <p>太陽光発電の導入目標（全住宅の 25%、全事業所の 10%）は極めて高い目標だと考えます。その実現のためには、次のような具体的な施策が必要になります。</p> <p>ある程度の記述はありますが、実現度を高めるためより<u>具体的な記述が欲しい</u>。</p> <p>① 市民・事業者への教育・支援 （P 3 2・3 3・意識調査によると市民・事業者の認識が極めて低い。エネルギーアドバイザーを設置し、市民・企業のエネルギー効率向上を支援する。）</p> <p>② 業者との連携（導入に向けての業者のモチベーションは極めて重要）</p> <p>③ 支援制度の導入（初期費用ゼロ円スキームなども含めた制度運用と資金援助）</p>	<p>①市民・事業者への教育・支援、 ②業者との連携に関しましては、P 5 5「施策1 自立分散型エネルギーの普及促進」やP 6 8「施策4 環境配慮行動の推進」において、各種施策を推進していくことを想定しており、いただいた御意見も参考にしながら取り組んでまいります。</p> <p>また、③ 支援制度の導入に関しましては、P 5 5～5 7「基本施策 1-1, 1-2」に記載している施策に基づき、初期費用ゼロの PPA サービスの普及促進や各種支援制度等を実施してまいります。</p>
7	C	<p>《 P 5 0 , 6 0 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱のポテンシャルは大きいですが、P 5 0再生可能エネルギーの導入目標での指摘のとおり、現時点では特にコスト面で個別住宅への導入には難しさがあります。一方、大規模施設では良い導入事例もあります。 ・ライトライン沿線モデル地区（P 6 0）の形成において、沿線に建設されるマンションなど大規模施設での導入誘導を図っていただきたい。 	<p>地中熱等に関しましては、P 5 8「基本施策 1-5」に記載している施策の中で、活用に向けた取組を進めていくことを想定しております。いただいた御意見は、今後施策事業を推進していく上で、参考とさせていただきます。</p>
8	D	<p>《 P 5 4 》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取組の費用対効果を明確にし、実施状況の評価に資する。 ・各取組の二酸化炭素削減量を明確にする。 	<p>P 5 4の表 2 1につきましては、2030 年度までに必要となる環境投資の全体の規模感をお示しするために記載したものであり、現状のままさせていただきます。</p> <p>なお、各取組の二酸化炭素削減見込量につきましてはP 4 7に記載しております。</p>

9	D	<p>《 P 5 5 ～ 7 2 》</p> <p>施策指標の目標値は削減量 (t-CO₂) を並記する。</p>	<p>施策指標に関しましては、計画の進捗状況を適切に評価するために、基本施策を構成する事業から客観的に把握できる事業量等を目標値に設定しているものであることから、現状のままとさせていただきます。</p> <p>なお、今回新たに基本施策ごとの「成果指標」を設定しており、例えば「施策1 自立分散型エネルギーの普及促進」では「市民一人あたり・事業者・市有施設における温室効果ガス排出量」としています。</p>
10	C	<p>《 P 6 4 》</p> <p>基本施策 2 - 4 都市の緑の保全と創出</p> <p>②都市拠点における緑化推進〔拡充〕</p> <p>⇒ ②都市拠点における緑化推進 (NbS 手法の研究など)〔拡充〕</p> <p>・宇都宮市街地の緑被率は、新宿区よりも小さい NbS 手法の導入</p> <p>① 敷地緑化 (雨庭の導入)</p> <p>② LRT 西側延伸における路面緑化</p> <p>③ 増加する駐車場の緑化</p>	<p>NbS (自然を活用した解決策) につきましては、健全な自然環境や生態系の有する多様な機能を十分に発揮し、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に貢献していくことであると認識しております。</p> <p>緑はヒートアイランドの緩和や二酸化炭素の吸収源となるなど、多様な機能を有することから、いただいた御意見を参考にしながら、引き続き都市における効果的な緑の保全と創出に取り組んでまいります。</p>
11	B	<p>《 P 7 9 》</p> <p>住宅地内の空き地に設置されるソーラーパネルに対しては、景観保全も含めた十分な環境配慮が必要です。</p> <p>本文中に下記記述がありますが、栃木県基準でも景観保全の視点が抜けています。</p> <p>P 7 9 8-5 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域 (促進区域) において、「促進区域は再生可能エネルギーの導入状況や、栃木県の環境配慮基準の策定状況を踏まえ、見直しを行うこととします。」</p>	<p>景観保全に関する配慮に関しましては、P 8 0 「8-7 地域の環境保全のための取組」に「市条例等に掲げられた環境保全や環境配慮、景観要素等を踏まえた対策を講じること」と記載しております。</p>

12	E	<p>《 P 7 9 》</p> <p>住宅地内の空き地に設置されるソーラーパネルに対しては、廃棄が確実にできるよう「廃棄準備金」のような制度が欲しい。</p>	<p>ソーラーパネルの廃棄に関しましては、10kW以上の太陽光発電の認定案件について、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正に伴い、「太陽光発電設備廃棄等費用積立制度」が始まっています。こうした国の動向などを注視しながら、いただいた御意見も参考にまいります。</p>
13	E	<p>《全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進のため年号表記を統一（西暦優先し必要なら和暦を括弧で併記） 	<p>計画書内の文章につきましては、市の総合計画や他計画との整合のため、和暦と西暦を併記しており、表中の年号等につきましては御意見の内容を踏まえ、一部修正いたします。</p>